

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 48 回コーデックス食品表示部会

日時：2024 年 10 月 27 日（日）～11 月 1 日（金）

場所：ケベックシティ（カナダ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	アレルゲン表示
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ 7）
5.2	予防的アレルゲン表示ガイドライン原案（ステップ 4）
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ 7）
7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 7）
8	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ 4）
9	アルコール飲料の表示（討議文書）
10	緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）
11	トランス脂肪酸（討議文書）
12	サステナビリティ表示（討議文書）
13	砂糖の表示—添加糖類の定義（討議文書）
14	CCFL の将来の作業及び方向性（討議文書）
15	CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

16	その他の事項
17	次回会合の日程及び開催地
18	報告書の採択

※10月16日（水）に仮議題6、10月21日（月）～22日（火）に仮議題5に関するバーチャルWGを開催予定。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 48 回コーデックス食品表示部会 (CCFL) の主な検討課題

日時：(本会合) 2024 年 10 月 27 日 (日) ～11 月 1 日 (金)

場所：ケベックシティ (カナダ)

主要議題の検討内容仮議題 5：アレルゲン表示

(経緯)

第 45 回部会 (2019 年) において、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985、GSLPF) のアレルゲン関連規定を見直し明確化するための作業を開始するとともに、予防的アレルゲン又は注意表示 (PAL) に係るガイダンスを策定することで合意した。また、豪州を議長とし、英国及び米国を共同議長とする電子作業部会 (EWG) を設置することで合意した。さらに、GSLPF 4.2.1.4 のアレルゲンのリストの妥当性等について、FAO/WHO に科学的助言を求めることとなった。

CCFL 及び食品衛生部会 (CCFH) からの科学的助言の求めに応じて、共同 FAO/WHO 専門家会議が開催され、計 5 部のレポートが順次発出されている。(第 1 部：リスク評価を通じた GSLPF アレルゲンリストの見直し、第 2 部：主要アレルゲン食品の閾値の設定、第 3 部：PAL 関連、第 4 部：食物アレルゲンの免除の見直し・確立、第 5 部：特定の種類の木の実の閾値の設定)

GSLPF の改定原案については、第 46 回 (2021 年) 及び第 47 回部会 (2023 年) にかけて、2. 用語の定義 (「アレルゲン」) や 4.2.1.4 のアレルゲンリスト及び 4.2.1.5 の国又は地域の管轄当局が表示を義務付けてよいアレルゲンリスト、4.2.1.6 表示の適用除外、4.2.1.7 亜硫酸塩の表示、8.3.2 表示方法など、各種の論点について検討が行われた。前回部会においては、第 46 回コーデックス総会 (CAC46) (2023 年) に予備採択を諮ること、オーストラリア、英国、米国を議長国とする EWG を再設置しステップ 6 で回付することが合意され、CAC46 において予備採択 (ステップ 5) された。今次部会では引き続き、4.2.1.6 表示の適用除外や 4.2.1.7 亜硫酸塩の表示、8.3.2 表示方法などにおける残された論点について検討が行われる予定である。

PAL 使用に係るガイダンス原案については、前回部会においてはステップ 2 に差し戻すことが合意され、オーストラリアが議長国、英国と米国を共同議長国とする EWG において引き続き作業を行うことが合意された。また、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) に対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することで合意した。当該要請を受けた CCMAS は EWG を設置し、参加国の分析法を入手しリスト化を行ったが、本年 5 月に開催された CCMAS43 では、これらの分析法が目的に合致したものなのか否かの検討ができていない等の理由から、さらなる検討が必要な旨の説明が EWG 議長国からなされ、EWG (議長国：米国、共同議長国：英国) を再設置し検討を継続することが合意された。

このような状況の下、今次部会では引き続き、PAL のガイドライン案についての検討が

行われる予定である。

仮議題 5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ7）

（経緯）

上記参照。

（対処方針）

亜硫酸塩の扱い、フォントや色等を周囲と明確に区別して表示させることの義務付けなど、改訂原案で我が国の考え方と異なる部分については、根拠とともに我が国の考え方を説明しつつ、我が国の実情に支障が生じないよう議論に対応したい。また、表示の適用除外については、適用除外が認められる基準について、共同 FAO/WHO 合同専門家会議のレポート（第4部）が脚注で引用されており、同レポートでは PAL ガイドライン案の「参照量 Reference Dose, RfD」を 30 で割った値という考え方が示されているが、この点については実効性等の観点から更なる検討が必要との立場で対応したい。その際必要に応じ、我が国における状況として、行政が表示を科学的に検証する方法として品目毎の公定検査法の策定と 10 $\mu\text{g/g}$ の閾値を用いており、20 年以上にわたる制度運用の経験もあるといったことも紹介したい。

その他、情報収集に努め、適宜対応したい。

仮議題 5.2：予防的アレルゲン表示ガイドライン原案（ステップ4）

（経緯）

上記参照。

（対処方針）

検査法に関する CCMAS の結論も出ていない中で、ガイドライン原案の条文について議論することは時期尚早との立場で議論に対応したい。その上で、原案については、①PAL を使用してよい閾値以上であることを定量的評価で決定することが事業者にとって現実的なのか、②一方で、PAL を使用する決定は必ずしも定量的評価に限定されないリスク評価に基づくべきとの規定があることで PAL が形骸化しかねないのではないかな等の懸念があることから、これらの点は慎重に検討すべきとの立場で対応したい。

仮議題 6：e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ7）

（経緯）

第 44 回部会（2017 年）において、英国が、昨今のインターネット販売が増加していることを理由に、インターネット販売における食品表示の必要性について発議。日本のほか、EU、米国、セネガル、ナイジェリア、豪州等多数の国が支持した。これを受け、英国と共に、チリ、インド、ガーナ及び日本が討議文書の準備を行うこととなった。

第 45 回部会において、インターネット販売/e コマースに関する新規作業を開始することとなり、第 42 回総会（2019 年）でも承認された。また、英国、チリ、ガーナ、インド及

び日本の共同議長により、今次部会において議論する規格原案を準備するため、EWG を設置することで合意。2019 年から 2021 年にかけて 3 回の EWG 協議が行われるとともに、CCFL の延期により発生した期間を利用して、回付文書 (CL) プロセスを通じた議論も行われた。

第 46 回部会では、事前 WG を経て議長国が準備した議場配布文書 (CRD) を基に議論が行われた。文書のタイトルの変更については、この文書がガイドラインではなく、GSLPF の補足的な文書の位置づけとすることについて、柔軟性を確保する観点から、一部の国から反対意見があった。1. 範囲について合意は得られなかった。2. 用語の定義では、e-コマースの定義について合意は得られなかった。3. 一般原則については、引き続き議論を行うこととなった。4. e-コマースを通じて販売される包装済み食品に要求される情報については、議論を継続することとなった。本議題はステップ 2 へ差し戻され、改めて、英国、チリ、ガーナ、インド及び日本を共同議長とする EWG で検討することとなった。

前回部会では、本文書を GSLPF の付属文書とするかといった文書の位置づけ、電子商取引の文言の定義、「保持期限 durability」に係る規定や、小さな食品の表示免除に係る GSLPF の規定は e-コマースの場合には適用しない旨の規定案、e-コマースを介した売買の際の食品情報の提供は消費者へのコスト負担を求めずに提供されなければならないとの規定案等について議論されたが、CAC46 にステップ 5 で諮ること、英国を議長国、チリ、日本、インド、中国を共同議長国とする EWG を再設置しステップ 6 で回付することについて合意され、CAC46 において予備採択された。

今次部会では、「保持期限 durability」に係る規定を置くべきか否か及び置く場合の規定ぶりという点を中心に、ステップ 8 に進めてよいかの議論が行われる予定である。

(対処方針)

我が国においては令和 4 年 6 月に「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」を作成・公表していることから、必要に応じて情報提供をするとともに、ガイドライン案における規定が同ガイドブックの内容とも矛盾をせず、我が国における消費者ニーズと事業者の実行可能性の双方に配慮したものとなるよう、適宜対応したい。

仮議題 7：食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 7）

(経緯)

第 44 回部会において、CCFL の将来作業について議論した結果、技術革新を利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することとなった。

第 45 回部会において、カナダが討議文書を紹介したところ、技術革新を利用した食品表示について広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するために今次部会に向けて、カナダが討議文書を改定し、また、そのために CL プロセスを通じてメンバーから意見を募ることとなった。

第 46 回部会では、討議文書を作成したカナダから、ガイドラインの作成を含めた新規作業の提案があり、参加国・機関からは、義務とする範囲についての懸念や、二次元コード

を用いることへのリスクについての意見はあったものの、新規作業を行うことについて大きな反対意見は無く、総会に新規作業開始の承認を諮ることとなった（第 44 回総会で承認）。ガイドラインの作成の作業に向け、カナダを議長とする EWG を設置することとなった。

前回部会では、本文書の位置付けや用語の定義、テクノロジーを利用した食品情報の提供を認めてよいか決定する上で考慮すべき事項、テクノロジーを利用した食品情報の提供において適用されるべき原則等について議論が行われたが、CAC46 に予備採択を諮ること、カナダを議長国、インドとニュージーランドを共同議長国とする EWG を再設置しステップ 6 で回付することについて合意され、CAC46 において予備採択（ステップ 5）された。

今次部会では、テクノロジーを利用して食品情報が提供される場合に、その情報提供が「読みやすいものでなければならない」ことに加えて「聞きやすい」との文言を加えるべきか、そうした情報提供は消費者への追加的負担なしにされなければならないとの規定案を中心に、本ガイドライン案を最終採択（ステップ 8）に進めてよいかについて検討される。

（対処方針）

我が国も令和 5 年度食品表示懇談会の取りまとめをうけ、食品表示へのデジタルツール活用検討の分科会を設置したところであり、本ガイドライン案を受けた各国の状況に関する情報収集等も含め、積極的に対応したい。

仮議題 8：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案－ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ 4）

（経緯）

第 45 回部会において、コロンビアが詰め合わせ包装食品の表示に関する討議文書を用意したが、当該表示に係る新規作業を開始する正当性が不明との指摘があった。これを受けてコロンビアが改めて第 46 回部会で示した改訂討議文書について、一部のメンバーから支持された一方、多くのメンバーからは、GSLPF でカバーされており新規作業は不要ではないかとの疑問が示された。

前回部会では、コロンビアから、食品の詰め合わせ販売が増加傾向にあることから、それらの形式の食品も個々の食品と同様の表示の要件を満たすよう GSLPF の修正が必要と説明したところ、詰め合わせ食品に対し GSLPF を適用することについて自国内では問題が生じていない旨を述べたメンバー国もあったが、新規作業の開始について反対する意見は見られず、CAC46 にプロジェクトドキュメントを提出し、コロンビアを議長国、ジャマイカを共同議長国とする EWG を設置し、ステップ 3 での回付と原案の作成作業を行うことが合意された。

今次部会では、EWG での議論を経て示されている GSLPF の修正原案について議論が行われる予定である。

(対処方針)

我が国では、「食品表示基準 Q&A」(平成 27 年 3 月 30 日消食表 139 号)において詰め合わせ包装食品の表示に関する考え方を示している。元々我が国としては新規作業の必要性は低いと考えていたが、Q&A における考え方を踏まえ、かつ各メンバーの意見を注視しつつ、我が国の実情に支障が生じない合理的な修正内容となるよう適宜対処したい。

仮議題 9：アルコール飲料の表示 (討議文書)

(経緯)

第 45 回部会において、アルコール飲料の表示に関する今後の検討方針について次の五つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。WHO からは、消費者が容易にアルコール量を理解できる表示が必要等との主張があった。次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

勧告 1 新たな規格の策定作業の開始

勧告 2 既存の規格(「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」「栄養表示に関するガイドライン」)でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告 3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告 4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告 5 新規作業を開始しない

第 46 回部会では、COVID19 が原因で討議文書は準備できなかったが、引き続き討議文書の作成作業を行いたい旨ロシアから発言があった。同会合では本件に係る議論は行われなかったが、WHO から、この議題は公衆衛生上有益なものであるため、討議文書の作成を支援する旨の発言があり、次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU 及びインドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

前回部会でも討議文書は準備されていなかった。ただし、WHO とコーデックスのオブザーバーである EUROCARE (European Alcohol Policy Alliance) から議場内配布文書 (CRD) が提出されていたこともあり、本議題を部会のアジェンダとして残すか否かが議論された。WHO の担当者は本議題の重要性について強調し、これに賛同する加盟国もあったが、この議題を主導しようとする加盟国は現れなかった。WHO はそこで、WHO 自身が討議文書を作成する旨を提案した。加盟国でもない WHO が討議文書を作成することに疑問を呈する加盟国もあったが、コーデックス事務局は、FAO または WHO の事務局長が議題を設定することができる」と述べた。コーデックス事務局は、コーデックスの表示に関する既存の文書はアルコール飲料にも適用されているが、にも拘わらず一部の加盟国においてはそのように適用されているように見えないと述べた。次回会合でもこの議題を検討すること、この議題に対しコーデックス委員会が取りうる将来の行動に関して事務局が回付文書 (CL) を発出すること、CL の結果に基づいて WHO が討議文書を作成することが、合意された。

後発出された CL は、第一問で、酒類の表示に必要な項目はどのようなものがあるかを聞き、第二問でコーデックスが酒類の表示に関する新規文書を作成することの要否を聞く、という構成だったが、日本は両問に回答するに先立って、以下の一般的意見を述べた。

①食品に適用されるコーデックスの各種規格等は、日本では主に「食品表示基準」が担保している。当該基準は、食品表示に関連する既存のコーデックス文書同様、原則アルコール飲料を含む全ての食品に適用されている。

②各国・地域では、既にアルコールを含む食品の表示が制度化されており、現時点で特段の不都合が生じている状況にはないと承知している。したがって、コーデックス食品表示部会が、アルコールを含む食品それぞれについて、表示の規定を設ける必要があるとまでは言えない。

③アルコール飲料の種類ごとの規制（名称、原材料、表示等）については、各国・地域の法令や、各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきと考える。

④もし、既存のコーデックス規格をアルコール飲料に適用しにくいという加盟国があったとしても、新しいコーデックス規格を策定するのではなく、既存のコーデックス規格及び関連文書を改訂すれば良いと考える。

討議文書で、WHO は、CL への回答を分析した結果、多くの国がアルコール飲料の表示について新しい取り組みを行うことに賛同している、と結論付けている。討議文書で、WHO は、以下の事項を検討するよう部会に勧告しており、今次部会ではこれに沿って議論が行われる予定である。

①アルコール飲料向けの義務的表示事項の策定とその適用範囲の決定

②コーデックス文書における「食品」の定義の見直しと「飲料」「ノンアルコール飲料」「アルコール飲料」の定義の策定

③既存のコーデックス文書がアルコール飲料に適用される旨の新たな規定の追加や、上記①②を反映させた、既存のコーデックス文書の改訂・修正

一方で、各国の CL への回答を確認すると、例えば EU、米国、カナダは、第 1 問、第 2 問の回答欄は空欄のままでアルコール飲料の表示に関して、既存のさまざまなルールに上乗せしてコーデックスが新たな文書を作成する必要はないと回答している。英国やニュージーランドは（日本と同様）回答欄にも記入したうえで、コーデックスが新たな文書を作成する必要はないとのコメントを記入している。

（対処方針）

各メンバーの意見を注視しつつ、CL で回答した立場に沿って議論に対応したい。

仮議題 10：緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）

（経緯）

第 46 回部会において、米国から「非常時における食品表示除外」は新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において得られた知見があること等から、討議文書を用意する旨申し出があり、CCFL の責任の範囲内において、討議文書を作成することとなった。

前回部会では、いくつかの国又は地域で実際に食品表示規制の柔軟な適用について検討

又は実施されたことが示され、このことは新規作業の有用性を示すものとされ、米国を議長とする EWG の設置が合意された。

EWG では、このようなガイドラインが有用かどうか、取り扱う範囲はどの程度とすべきか、「緊急事態 emergency」や「柔軟性 flexibility」などの定義が必要かどうか、緊急事態かどうかの判断基準はどのようなものであるべきかなどについて議論がなされた。議論の内容をもとに、討議文書が更新されるとともに、プロジェクトドキュメント及びガイドライン草案のサンプルテキストが作成された。今次部会では、討議文書及びプロジェクトドキュメントの検討が行われる予定である。

(対処方針)

我が国では、地震や豪雨などの災害や、新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンの混乱に対応するために、必要に応じて食品表示規制の弾力的運用を行ってきた。この経験を踏まえ、適切なガイドラインの策定につながるよう、かつ我が国における実情に支障が生じないよう適宜対応したい。

仮議題 11：トランス脂肪酸（討議文書）

(経緯)

第 46 回部会において、カナダからトランス脂肪酸（TFA）に関する新規作業の提案（プロジェクト文書）として、GSLPF 等の改定を通じた包装済み加工食品への TFA の表示義務化、水素添加油脂の原料表示及び用語の定義の 2 点について提案された。WHO が強力な協力意思を示した一方、各国から、包装済み加工食品への表示義務化は除外すべき、油脂部会の議論を踏まえるべき等の意見もあったため、新規作業との位置づけではなく、潜在的な新規作業として引き続きカナダが討議文書を準備することに合意した。

その後、2022 年 3 月に、コーデックス事務局から届いた CL にて、食品の容器包装上において、①栄養成分表示中における TFA の量、②原材料リスト中における水素添加油脂の使用の有無の 2 点の義務化の可能性について議論することを目的として、国内での取組状況について意見が求められ、次のとおり回答した。

「日本は、CCFL において引き続き TFA を議論することを否定しないが、各国・地域におけるトランス脂肪酸の摂取状況等によって、食品表示を含むトランス脂肪酸の規制の在り方は異なるため、柔軟な対応が必要と考える。表示に関する議論をする上では、WHO の文書において「食品表示に関しては、多くの低及び中所得国において、TFA の主要な摂取源は、しばしば、市販の包装済み食品というよりはむしろ、屋台といった表示のない食品部門から購入された食品である」と示されていることにも留意する必要があると考える。また、トランス脂肪酸の栄養成分表示の義務化を検討するためには、議論を開始する前に、表示値の起源となるトランス脂肪酸の分析方法を分析・サンプリング法部会（CCMAS）の分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）における、栄養表示ガイドラインの分析方法として位置付ける必要があると考える。」

前回部会においては、当初は①栄養成分表示中における TFA の量、②原材料リスト中における水素添加油脂の使用の有無の 2 点の義務化の可能性について議論が行われる予定で

あったが、カナダは同部会では議論を行わず、2024 年 2 月の第 28 回コーデックス油脂部会 (CCF0) での議論を踏まえて、今次部会において検討を行うことを提案し、合意された。しかしながら、CCF028 においては、部分水素添加油脂 (PHO) の使用禁止及び加工・精製でできるトランス脂肪酸 (iTFA) の上限値の設定に係る作業が開始されており、同作業が CCFL における議論にも影響すると考えられることから、本議題については CCFL の将来作業の中に留め、CCF0 での作業の完了後に改めて検討することをカナダが提案している状況である。

(対処方針)

我が国では、国民の大多数が WHO の勧告基準であるエネルギー比の 1 %未満であること、通常の食生活では健康への影響は小さいと食品安全委員会に評価されたことを受け、TFA は任意表示となっている。今回は特段の検討は行われたい見込みであるが、議論される場合には、情報収集に努め議論に対応したい。なお、TFA に係る新規作業の開始については、前述の我が国の状況を踏まえつつ、作業の必要性についての提案国等の説明や各国の意見を十分に聴取の上、適宜対応したい。

仮議題 12：サステナビリティ表示（討議文書）

(経緯)

第 46 回部会においてニュージーランドから、CCFL の業務の範囲内において、サステナビリティ表示に係る新規作業の可能性を検討する討議文書を作成する旨申し出があり、ニュージーランドと EU が討議文書を作成することとなった。

前回部会では、新規作業の開始等について議論が行われた。持続可能性がコーデックスにとって重要なトピックであることについては意見が一致したものの、新規作業を開始するのに適切な時期か、強調表示に関する一般ガイドライン (General guidelines on claims, CXG1-1979) がある中で更なる作業が必要かについては意見が分かれた。そこでニュージーランドを議長国、EU、米国及びコスタリカを共同議長国とする EWG を設置し、国際機関により行われている持続可能性の表示に関する既存の作業の棚卸しや、持続可能性の中でも CCFL がガイダンスを提供することができる領域の特定、「強調表示に関する一般ガイドライン」の改正の可能性について検討することとされた。

EWG における議論を経て準備された討議文書では、上記の棚卸しの結果、持続可能性に関する強調表示のほとんどが環境に関連する表示であったこと、持続可能性という用語の表す範囲が広範すぎるという意見があったことから、CCFL が提供するガイダンスの対象範囲は、環境に関する強調表示 (environmental claims) に限定した上で、「強調表示に関する一般ガイドライン」の改正により、当該ガイドラインの範囲内でガイダンスを提供することが提案されている。

また、環境に関する強調表示のうち、食品そのものに関するものではないもの（包装や食品を生産する企業のコミットメントなどに関する強調表示）については、「強調表示に関する一般ガイドライン」の範囲外のため、これらを当該ガイドラインの範囲に含めるべきかどうかを検討する必要があるとされている。

今次部会ではこれらの論点について議論される予定である。

(対処方針)

各国の意見を十分に聴取の上、我が国における実情に支障が生じないよう適宜対応したい。

仮議題 13：砂糖の表示－添加糖類の定義（討議文書）

(経緯)

前回部会において、「栄養表示に関するガイドライン」（CXG2-1985）に添加糖類の定義を盛り込む必要性及び当該ガイドラインの 3. 2 「栄養素のリスト」に添加糖類を含める必要性についての議論がなされ、次回までにコスタリカが討議文書を作成することで合意した。各国における「添加糖類」の定義や表示義務といった実情及び各国の意見を調査するための CL が回付され、我が国からは、①栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CXG23-1997）において糖類無添加表示について規定されており、改めて「添加糖類」の定義を議論することは重要ではないと考える旨、②「添加糖類」の表示を検討するためには、表示値の起源となる添加糖類の分析方法を CCMAS の分析・サンプリング法規格（CXS234-1999）において、栄養表示に関するガイドラインの分析方法として位置づけることが前提であり、このための議論が必要である旨、③各国・地域における添加糖類の摂取状況等によって、食品表示を含む添加糖類の規制の在り方は異なるため柔軟な対応が必要であり、添加糖類は、「栄養表示に関するガイドライン」（CXG2-1985）のうち「国内法又は国内の食事ガイドラインで定めるところにより、良好な栄養状態の維持のため重要と考えられるその他の栄養素の量」の表示について定めているセクション 3.2.1 の範囲で運用すべき栄養素の一つと考える旨 を回答した。

今次部会においては、添加糖類の定義について検討しつつ、その定義が組み込まれるべきかの決定、添加糖類が表示されるべき栄養素のリストに含まれるべきか、添加糖類の表示は義務であるべきか任意であるべきかが議論される予定である。

(対処方針)

上記 CL への回答で示した考え方に基づき、適宜対応したい。

仮議題 14：CCFL の将来の作業及び方向性（討議文書）

(経緯)

第 43 回部会において、部会の将来の作業及び方向性の可能性を探ることが合意され、カナダが、過去に特定されたものの進捗のない作業や将来に向けた提案・作業を取りまとめた文書を作成することとなった。なお、本文書については、部会の開催ごとに異なる加盟国が管理の責任を負うこととなる。

前回部会では、コスタリカが添加糖分に関する討議文書の準備を申し出た。

(対処方針)

情報収集に努め議論に対応したい。

仮議題 15：CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

(経緯)

第 70 回執行委員会（CCEXEC70）が、全ての部会に、CCFH の例にならい、作業管理のためのアプローチの作成を検討するよう勧告したことを踏まえ、前回部会において、CCFL の新規作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準案を検討してきている。

(対処方針)

各メンバーの意見を注視しつつ、本規準案の策定が今後の部会の効率的な運営に資するものとなるよう、適宜対応したい。

仮議題 16：その他の事項

適宜対応したい。

第48回コーデックス食品表示部会 主な議題について

令和6年10月
消費者庁食品表示課

CCFL48：基本情報及び仮議題一覧

開催地 ケベックシティ（カナダ）
議長国 カナダ
開催期間 2024年10月27日（日）～11月1日（金）

番号	仮議題名		
1	議題の採択	8	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ4）
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項	9	アルコール飲料の表示（討議文書）
3	FAO/WHOから提起された関心事項	10	緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）	11	トランス脂肪酸（討議文書）
5	アレルギー表示	12	サステナビリティ表示（討議文書）
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルギー表示に関する条項（ステップ7）	13	砂糖の表示-添加糖類の定義（討議文書）
5.2	予防的アレルギー表示ガイドライン原案（ステップ4）	14	CCFLの将来の作業及び方向性（討議文書）
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ7）	15	CCFLの作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準
7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ7）	16	その他の事項
		17	次回会合の開催日と開催地
		18	報告書の採択

仮議題 5 : アレルゲン表示

5.1 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案 - アレルゲン表示に関する条項

5.2 予防的アレルゲン表示ガイドライン原案

仮議題 5 : 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案 : アレルゲン表示に関する条項 (ステップ 7) : 予防的アレルゲン表示ガイダンス原案 (ステップ 4)

【検討の経緯】

2017年 CCFL44における今後の作業に係る討議の結果、オーストラリアが議長となり、英国と米国が協力し討議文書を作成することとなった。

2019年 CCFL45から、下記 2 つについて討議がスタート。

☑ **包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (GSLPF) の改訂**

☑ **予防的アレルゲン表示ガイダンス (PAL) の新規策定**

2023年 CCFL47では、GSLPFについては、第46回コーデックス総会 (CAC) にステップ 5 で諮ること及びオーストラリアを議長国、英国と米国を共同議長国とするEWGを再設置し、CCFL48に向けた作業を行うことが合意された。また、PALについては、ステップ 2 に差し戻すことが合意され、同じくEWGの再設置とCCFL48に向けて引き続き作業を行うことが合意された。

なお、CCFL47では、CCMASに対し、GSLPFに関しては、義務表示の免除を判定するための分析法の提案を求めること、PALに関しては、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析法の提案を求めることが合意された。

【主なGSLPFの改正箇所】

2. 用語の定義 ※「アレルゲン」等

4.2.1.4 優先的アレルゲンリスト

4.2.1.5 国又は地域によっては義務付けられてよいアレルゲンリスト

4.2.1.6 アレルゲンの表示免除

4.2.1.7 亜硫酸塩に係る規定

8.3 ある種の食品及び原材料の表示

【PALガイドライン案の構成】

1. 目的

2. 適用範囲

3. 「予防的アレルゲン表示」の定義

4. 一般原則

5. PALの表示

- ① 「アレルギー」等の定義について
- ② アレルギー表示の適用除外に関する規定について
- ③ 亜硫酸塩の表示について
- ④ アレルギーの表示の方法に関する規定関係

等

4

仮議題5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案：アレルギー表示に関する条項（ステップ7）

アレルギーの定義について

“Food allergy” means a reproducible adverse health effect arising from an immunoglobulin class E (IgE) antibody or non-IgE antibody immune-mediated response following oral exposure to a food.

“Food allergen” means a food or ingredient [or substance or processing aid] including a food additive or processing aid usually containing a protein or protein derivative, that can elicit IgE-mediated or other specific immune-mediated reactions in susceptible individuals.

OR

“Food Allergen” means a food (including ingredients, food additives and processing aids) that can elicit IgE-mediated or other specific immune-mediated reactions in susceptible individuals, usually caused by a protein or protein derivative in the food.

“Coeliac disease” means a chronic immune-mediated intestinal disease in genetically predisposed individuals induced by exposure to dietary gluten proteins that come from wheat, rye, barley and triticale (a cross between wheat and rye).

アレルギーの定義「or substance or processing aid」の記載について

- EWGにおける議論を経て、「物質substance」は現行GSLPFの「食品」及び「原材料」の定義に含まれていることから削除された一方、「加工助剤processing aid」については、現行GSLPFの定義において「食品」に含まれるとは判断できず、「原材料」にも含まれないため存置された。
- 併せて、議長から食品添加物が「アレルギー」に含まれることを明確化するため、「**including a food additive or processing aid**（食品添加物又は加工助剤）」と変更の提案がなされている。